

平成 23 年度 隨時監査結果に対する措置事項等の公表
(財政局)

1 監査結果及び監査意見の公表年月日

平成 23 年 9 月 8 日 (広島市監査公表第 46 号)

2 監査結果に対する措置事項及び監査意見に対する対応結果の通知年月日

平成 25 年 5 月 16 日 (広財財第 18 号)

3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容並びに監査の意見及び対応の内容

【監査の結果】

平成 22 年度の消耗品費の支出における不適正な経理処理について (所管課 : 財政局財政課)	
監査の結果	措置の内容
<p>平成 22 年度の消耗品費の支出においては、5 類型の不適正な経理処理のうち、「預け金」、「一括払」、「差替え」及び「前年度納入」が、物品の購入に係る検査体制が変更される前の 4 月から 10 月までの支出において、一部の所属において行われていたものと判断した。</p> <p>さらに、帳簿突合調査により、過去の定期監査等で指摘した「分割発注」が、一般会計において、「平成 22 年 6 月分」と「平成 23 年 1 月分」で確認されたことから、物品の購入に係る検査体制の変更の前後に、一部の所属で行われていたものと判断した。</p> <p>これらの不適正な経理処理は、地方自治法その他関係法令等の財務に係る規定に反する行為であるばかりでなく、市政に対する信頼を著しく損ねる行為であり、誠に遺憾である。</p> <p>特に、この問題が市議会でも大きく取り上げられ、平成 21 年度の各会計歳入歳出決算がいずれも認定されず、市として全庁を挙げて再発防止に取り組む中、過去の監査委員の指摘事項でもある「分割発注」が行われていたことはゆきしき事態である。</p> <p>今後は、5 類型以外の不適正な経理処理も含め、不適正な経理処理が二度と発生することのないよう、法令遵守を徹底すべきである。また、物品の購入や予算の振替・流用の手続等について、適確かつ効率的な事務執行につながる</p>	<p>不適正な経理処理を招いた根本は、事務処理手続が各職場の実情に即していないために、ルールに反し不適切な事務処理がなされてしまったことにあると考えている。</p> <p>したがって、不適正な経理処理の再発防止に向けた取組の基本的考え方として、職員が不適正な経理処理を行うことになった原因を究明した上で、その解消に向けて各職場の実態に即した予算・契約制度の徹底した見直しを行い、一旦決められた事務処理のルールは担当職員が必ず厳守するという職場になるよう、必要十分な措置を講ずることで、適正な経理処理が持続する組織体制を構築する。</p> <p>このため、以下のとおり具体的な措置を実施した。</p> <p>(1) 「差替え」等 5 類型への対応</p> <p>ア こども未来局</p> <p>(ア) 保育園長の職務権限の改正 (平成 23 年 4 月 1 日実施)</p> <p>保育園長の権限で購入できる物品が限られているために差替え等がなされた事例が多かったことから、保育園長権限で執行できる範囲を拡大し、従来の「1 件 30 万円未満の消耗品の購入」に新たに「1 件 5 万円未満の備品の購入」及び「1 件 30 万円未満の賄材料の購入」などを加えた。</p> <p>(イ) 保育園への予算配分時期の見直し (平成 23 年 4 月 1 日以降実施)</p> <p>保育園への予算配分について、上半期と下半期に分けて配分していたものを一括配分することにより、年間を通じた計画的な予算執行が可能となるよう見直しを行った。</p> <p>イ 環境局</p> <p>(ア) 緊急を要する修理に係る契約制度の改善 (平成 23 年 8 月 11 日実施)</p> <p>清掃工場における緊急の修理を差替えて消耗品費で支出する事例が多かったことから、新たに「環境局施設部の清掃工場における緊急に発注を要する応急復旧に係る契約事務の特例」を定め、緊急修理の際の発注手続を簡素化するなど、契約事務手順を改善した。</p> <p>ウ 教育委員会</p> <p>(ア) 年度末の予算配分時期の見直し (平成 23 年 2 月)</p>

監査の結果	措置の内容
<p>改善策を講じるとともに、内部モニタリング（監視活動）を実施するなど、再発防止策が一過性で限定的なものとならないよう、内部統制の強化に向けて全組織を挙げての取組を求めるものである。</p> <p>中でも、不適正な経理処理が多く見受けられた保育園及び小・中学校については、現場に即した予算執行の手続の見直しや事務処理誤りの発生を防止できる帳票への改善などを含め、物品購入事務のあり方について抜本的に検討されるよう求めるものである。</p>	<p>17日実施) 学校・幼稚園に対して、例年より早い時期で追加予算の配分を行い、計画的な予算執行が可能となるよう見直した。</p> <p>(1) 給食関係消耗品の購入事務の見直し（平成23年4月1日実施） 学校給食に必要な食缶（大人数分の料理を入れる容器）、食器などの物品購入費については、これまで、学校給食センターが一括発注した上で、各学校ごとに児童・生徒数に基づき按分し、支払っていたが、その際に支払額の按分が容易になるよう、単価の安い物品に差し替えた事例があった。 このため、各学校への支払額の按分を取りやめ、学事課が一括発注・支払をするよう改めた。</p> <p>(2) 分割発注への対応 分割発注が繰り返されていた原因として、各主管課において、執行が可能な物品購入1件当たりの上限額及び品目の制限が、各職場の実態に即していないことがあったため、次のとおり、広島市物品管理規則を改正し、物品購入手続を迅速かつ効率的なものに改善した（平成23年11月1日実施）。</p> <p>ア 主管課購入限度額の引上げ 1件当たり5万円以上の物品を購入する場合、契約担当課を経由するため、納品までに2週間以上を要しているが、これを主管課において購入を行うことにより、物品購入事務の迅速化・効率化を図ることができる。このため、主管課で購入できる物品の限度額を「1件5万円未満」から「1件20万円未満」に引き上げた。</p> <p>イ 主管課購入可能品目の追加 購入金額にかかわらず、主管課において購入することとし、事務処理を迅速化する必要があると認められる物品として、「路面凍結防止剤」及び「災害発生に際し応急の用に供する物品」を追加した。</p> <p>(3) 物品購入事務の電算化による事務の省力化等 現在、手処理で行っている物品購入事務を、新たに導入する財務会計システムによる事務処理に改めることにより、既存データを利用した複写、修正等による起案を可能とし、経理事務の効率化、省力化を図るとともに、電算化により事務処理の適正化、手順の厳格化を図る（平成25年4月実施）。</p> <p>こうしたことに加えて、契約実務担当者を対象とした物品調達の適正化に係る研修（平成23年6月29日、平成24年6月14日実施）や、全職員を対象に不適正な経理処理の再発防止等をテーマとした研修（平成23年10月27日実施）等も随時実施している。</p> <p>今後とも、適正な経理処理が持続する組織体制になるよう、必要十分な措置を講じていく。</p>

【監査の意見】

- (1) 再発防止策について
- (2) 内部統制の強化について
- (3) 監査等への協力体制の構築について
- (4) 不適正な経理処理への対応について
- (5) 不適正な経理処理が未申告であったことについて

(所管課：財政局財政課)

監査の意見	対応の内容
(1) 再発防止策について 経理担当職員事務実態調査や納入業者アンケート調査において、再発防止策として、 ア 経理担当職員の意識や知識の向上、業者に対する市の契約に関する基本的な事項の周知 イ 市職員の不適正な行為をけん制するため、業者が相談できる第三者的な窓口の設置、匿名通報制度の創設や市・業者の意見交換会等の機会の設定 ウ 不適正な経理処理を行った市職員の処分の強化、業者に対するペナルティの追加導入 エ 現場において物品等を購入しやすくするためのより一層の制度改善 オ 経理事務の省力化等が図れる財務会計システムの導入 をはじめ、多くの事項が提案されている。 その中には、平成22年11月から取り組まれている再発防止策において、一部実施されているものもあるが、不適正な経理処理の防止のみならず、効率的な事務執行の観点からも貴重な提案であり、その実施について、積極的に検討されたい。	平成22年度に会計検査院の検査を契機に、物品購入等に係る経理処理に関する自主総点検を実施した結果不適正な経理処理が判明し、平成22年11月以降、事務の適正化に向けて、全庁一丸となってその再発防止に取り組んでいる。 本市としては、不適正な経理処理を招いた根本は、事務処理手続が各職場の実情に即していないために、ルールに反し不適切な事務処理がなされていたことにあると考えている。
(2) 内部統制の強化について 地方公共団体の事務処理の適確性は、一義的には事務執行者が自らチェックし、問題があれば自らこれを正す内部統制によって確保されることが必要である。しかしながら、今回の監査の結果からも明らかなように、内部統制が十分に機能しているとは言えない。 今後、市民の信頼を回復するためにも、前項に述べた再発防止策などの必要な措置を講じることに加え、内部モニタリング（監視活動）の一環として帳簿突合調査を伴う自主検査を適宜実施し、その結果を公表するなど、内部統制の強化を検討されたい。	監査委員から、再発防止や内部統制の強化のための具体的な提案、分割発注を含めた不適正経理処理への対応及び監査に臨む職員の態度についての意見をいただいたが、不適正な経理処理の再発を防止し、市民の信頼を回復していくためには、まずもって各職場の実態に即した予算・契約制度の徹底した見直しを行い、一旦決められた事務処理ルールは担当職員が必ず厳守するという職場とすることが大切であると考えている。
(3) 監査等への協力体制の構築について 今回のような不適正な経理処理に係る事務の監査を実施するには、必要な項目が記載された帳簿類の提供を納入業者から受ける必要があるが、今回の監査においては、協力を依頼した75社のうち18社からは協力を得ることができなかつた。	したがって、こうした観点から、いただいた意見と提案も踏まえながら、個々具体的な措置を今後とも継続して実施することで、適正な経理処理が持続する組織体制を構築・維持する。
(4) 不適正な経理処理への対応について 市では、平成22年度に報告された「経理処理に	なお、監査等への協力体制の構築については、10万円未満の物品購入契約では契約書等の作成を省略しており、個別の物品購入の契約において、契約条件を書面に記載することは実務上困難なことから、平成23年11月22日に、本市に物品の競争入札参加資格の登録をしている全業者、約2,000業者に対して、本市と物品購入等の契約を行った場合、市の経理処理に関する調査への協力を求める旨の通知を行った。 今後も、追加登録や一斉更新による競争入札参加資格の認定の際に、同様の通知を行う。

監査の意見	対応の内容
<p>関する自主総点検報告書」において、『「預け金」、「一括払」、「差替え」による物品は、公的に使用されたものであるが、所定の決裁手続を経ておらず、その必要性や価格が適切だったかは問題である』として職員等による返還金の負担が行われたところである。</p>	
<p>今回においても、「分割発注」を含めて何らかの対応を検討されたい。</p>	
<p>(5) 不適正な経理処理が未申告であったことについて 帳簿突合調査により判明した不適正な経理処理事案を基に、別に実施した経理担当職員事務実態調査により申告を求めた不適正な経理処理事案と照合したところ、申告されていないものが見受けられた。 このことは、市民の信頼を回復しようとしている事案において、また、監査に臨む態度としてあってはならないことであり、誠に遺憾である。今後このようなことがないよう十分自戒すべきである。</p>	

平成 21 年度監査結果に対する措置事項の公表
(下水道局)

- 1 監査結果公表年月日
平成 22 年 6 月 3 日 (広島市監査公表第 15 号)
- 2 監査結果に対する措置事項通知年月日
平成 25 年 5 月 22 日 (広設管第 213 号)
- 3 監査の結果 (指摘事項) 及び措置の内容

下水道敷等の占用許可事務について (所管課: 下水道局施設部管路課)	
監査の結果	措置の内容
<p>下水道敷及び下水道管きょ (以下「下水道敷等」という。) については、下水道局施設部管路課 (以下「管路課」という。) がその管理の総括を、各区役所建設部管理課及び各区役所農林建設部管理課 (以下「各区役所管理課」という。) がその占用許可事務を、それぞれ行っている。</p> <p>この占用許可事務については、平成 19 年 6 月に、平成 18 年度の監査の結果として広島市下水道条例及び広島市下水道条例施行規則の規定に違反する事例等について指摘し、関係条例及び規則等を遵守し、占用許可事務の適正な執行を図るとともに、許可書の様式を統一化するなど事務の効率化を図るよう求めた。</p> <p>この監査の結果に基づき、平成 20 年 6 月には、占用料の納入通知書の発行方法の変更並びに占用料減免申請書、占用申請台帳及び占用許可書の様式の改正等を行い、各区役所管理課の事務担当者に対してそのことの周知徹底を図るなどの措置を講じた旨、市長から通知を受け、これを公表したところである。</p> <p>しかしながら、今回の監査において、次のとおり、依然として前回の監査で指摘した事例と同様の誤りを繰り返していた事例及び改善措置どおりの事務処理を行っていない事例が見受けられた。</p> <p>(1) 占用料について、納入通知書に記載した納入期限が許可の日から 1 か月以内ではなかったことから、条例で定められた期間内に徴収されていなかった。</p> <p>(2) 占用料の減免について、その根拠規定の記載漏れを防止するために占用料減免申請書の様式が改正され、減免の適否及び根拠規定を記載した文書を決裁書類に添付するように改められたにもかかわらず、それが添付されていなかった。また、添付されていた場合でも、減免の適否又は根拠規定の記載誤り、記載漏れがあった。</p>	<p>平成 21 年度に指摘を受けた事項については、管路課において次のとおり再発防止に向けた対策を講じ、適正な占用許可事務の執行に努めることとした。</p> <p>(1) チェック体制の整備</p> <p>ア 事務処理手順や事務処理に関する誤りを防止するため、平成 22 年 3 月において、チェックシートを作成し、各区役所管理課 (平成 24 年 4 月 1 日に「維持管理課」に改称。) の担当者 (以下「各区役所担当者」という。) に対し適正な事務処理手順や事務処理について個別に説明・指導するとともに、このチェックシートにより、占用料の徴収や減免、占用の許可の継続手続に関する適正な運用を確認するよう周知徹底を図った。</p> <p>イ 平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、占用の更新時期について実効性のある管理体制を構築するために、市道の占用と同様のシステム管理を導入するよう検討したが、費用対効果の面で問題があり、これを断念することとなった。</p> <p>これを受けて、システム管理の導入に代わる代替策の検討を行い、「下水道敷等占用申請台帳」に代えて新たに「下水道敷等占用管理表」を作成することとし、各区役所担当者に周知徹底の上、平成 25 年 5 月から導入した。これは、平成 20 年度に作成した「下水道敷等占用申請台帳」に占用料や納付期限等の項目を追加したもので、占用の許可の継続手続に係る全ての情報が一つの表で管理されることにより、各区役所担当者の負担軽減及び不適正な事務処理の防止につながるものである。</p> <p>ウ 今後において占用料の減免や占用の許可の条件に関する文書の添付漏れや記載誤り等が発生しないように、「下水道敷等占用許可様式記載例」を作成し、平成 25 年 4 月に各区役所建設部維持管理課及び各区役所農林建設部維持管理課 (以下「各区役所維持管理課」という。) に備え付け、組織として適正な運用を図るよう指導した。</p>

監査の結果	措置の内容
<p>(3) 占用の許可の継続申請について、その手続漏れを防止するために占用申請台帳の様式が改正されたにもかかわらず、それが作成されていなかった。また、継続申請の手続漏れや遅延があった。</p> <p>(4) 占用の許可について、その根拠規定の記載誤りを防止するために占用許可書の様式が改正されたが、これを使用せず旧様式を使用していたため、その根拠規定の記載誤りがあった。また、この改正により、占用許可書に占用の許可の条件を記載した文書を添付するように改められたにもかかわらず、決裁書類としての占用許可書にそれが添付されていなかった。</p> <p>については、各区役所管理課においてその発生の原因を十分に把握した上で、管路課において実効性のあるチェック体制を整備するなど、再発防止に向けた対策を講じられ、適正な占用許可事務の執行に努められたい。</p>	<p>(2) 占用の許可期間に係る取扱いの見直し 占用料の徴収方法については、広島市下水道条例第54条第2項の規定により「市道の道路占用料の例による」と定められ、広島市道路占用料徴収条例第6条第1項の規定により、占用料は、占用の期間が1年以下である場合にあっては、許可の日等から1か月以内に、道路の占用の期間が1年を超える場合にあっては、初年度分については当該占用の許可の日等から1か月以内に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の4月1日から6月30日までの間にそれぞれ徴収する旨、定められている。</p> <p>また、下水道敷等の占用の許可期間については、広島市下水道条例施行規則第29条の規定により「市道の占用許可の例による」と定められ、広島市道路占用規則第4条第1号及び第2号の規定により、道路法第36条に規定する水道事業、電気通信事業、鉄道事業、ガス事業及び電気事業並びに信号機及び道路標識のための占用（以下「公共公益施設のための占用」という。）の許可期間は10年以内又は5年以内と定められている。</p> <p>ただし、市道の占用許可事務においては、占用の許可物件の膨大な数量変動を確実に把握するための運用上の取扱いにより、公共公益施設のための占用の許可期間については、10年以内又は5年以内ではなく1年以内としている。</p> <p>このため、公共公益施設のための下水道敷等の占用許可期間についても、市道と同様に1年以内として取り扱っていた。</p> <p>しかしながら、この取扱いにより、毎年度末において、占用の許可の継続手続が必要になるとともに、占用料の納入期限も、許可の日等から1か月以内としなければならず、これらのことが各区役所担当者にとって大きな負担となっていた。その一方で、公共公益施設のための下水道敷等の占用の許可物件については、市道の占用の許可物件に比べて数量変動が小さいため、占用許可期間を1年以内として取り扱う必要性は乏しかった。</p> <p>そこで、公共公益施設のための下水道敷等の占用の許可期間については、広島市道路占用規則第4条第1号及び第2号の規定に基づき5年以内とする取扱いに改めることとし、このことを各区役所担当者に周知徹底の上、平成25年5月1日から実施した。</p> <p>これにより、下水道敷等における公共公益施設のための占用については、許可の継続手続が5年に1回となるとともに、占用料の納入期限は、初年度分のみ許可の日等から1か月以内の現行どおりとなるものの、次年度以降の分にあっては、広島市下水道条例第54条第2項及び広島市道路占用料徴収条例第6条第1項の規定に基づき毎年度の6月30日までとなることから、業務が平準化され各区役所担当者の負担軽減及び不適正な事務処理の防止につながることとなる。</p>

監査の結果	措置の内容
	<p>(3) モニタリングの実施 管路課において「下水道敷等占用管理表」が適正に作成されているかを確認するために、平成25年より毎年5月に「下水道敷等占用管理表」を各区役所維持管理課から提出させ、モニタリングを実施することとした。</p> <p>(4) 担当者会議の開催 新たに担当者となった職員を含む各区役所担当者全員を対象とした担当者会議を平成22年4月に開催し、占用許可書等の様式の説明や減免の考え方などを取りまとめた「下水道敷等占用許可事務の取扱いについて」の説明を行うことにより、適正な占用許可事務の執行に努めるよう周知徹底を図った。これらの説明は、これ以後も毎年4月及び2月に行っており、各区役所担当者の下水道敷等占用許可事務に対する認識を高めるよう継続的な取組を行っている。</p>